



菜の花

税務 かわら 版



編集 発行人

F&Mパートナーズ税理士法人

〒564-0063
吹田市江坂町1-14-33
TCSビル6F
TEL 06 (6339) 1838
FAX 06 (6339) 4945

3月

(弥生) MARCH

21日・春分の日

日	・	11	25
月	・	12	26
火	・	13	27
水	・	14	28
木	1	15	29
金	2	16	30
土	3	17	31
日	4	18	・
月	5	19	・
火	6	20	・
水	7	21	・
木	8	22	・
金	9	23	・
土	10	24	・

3月の税務と労務

- | | |
|--|---|
| 国 税 ／平成29年分所得税の確定申告 2月16日～3月15日 | 国 税 ／1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 4月2日 |
| 国 税 ／個人の青色申告の承認申請 3月15日 | 国 税 ／7月決算法人の中間申告 4月2日 |
| 国 税 ／贈与税の申告 2月1日～3月15日 | 国 税 ／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 4月2日 |
| 国 税 ／2月分源泉所得税の納付 3月12日 | 地方税 ／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告 3月15日 |
| 国 税 ／個人事業者の平成29年分消費税の確定申告 4月2日 | |

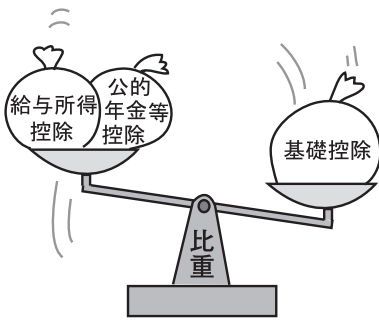
ワンポイント 信用補完制度の見直し

金融機関からの借入れに対して信用保証協会が保証し、返済が滞った場合に肩代わりする「信用補完制度」が、この4月1日から見直され、小規模事業者への小口融資限度額が1,250万円から2,000万円に、創業者への融資限度額が1,000万円から2,000万円に拡充(ともに100%保証)されます。

平成30年度(2018年度)の税制改正(案)のポイント

平成三十年度税制改正では、多様な働き方に対応するとともに、年収八五〇万円を超える会社員や公務員等の所得税が増税されます。

住民税を払っている人すべてに課す「森林環境税」と、出国時に千円を徴収する「国際観光旅客税」の二つの新税も導入されます。個人の増税が目立っています。



以下、主な改正項目のポイントを整理してみます。
「改正項目タイムスケジュール」
 主な改正項目の適用時期は、左表のとおりです。
 なお、前年以前の改正で適用時期が今年以降となる項目も記載しています。

改正項目タイムスケジュール (○減税、●増税、△どちらともいえない)

2018年	1月	○	積立NISAの創設
		△	広大地の評価方法の見直し
		△	配偶者控除の見直し
		△	配偶者特別控除の見直し
		△	医療費控除を受ける場合の添付書類の変更
	○	企業の経営を引き継ぐ際、相続税・贈与税の猶予額を100%に	
4月	△	タワーマンション評価の見直し(固定資産税)	
	○	賃上げ・生産性向上のための税制拡充	
	●	小規模宅地等についての相続税の課税の特例要件の厳格化	
10月	●	たばこ税、4年かけて1本当たり3円増税	
2019年	1月	●	国際観光旅客税、日本人・外国人ともに出国時に1,000円徴収
	10月	●	消費税率の引上げ(8%→10%)
○		消費税の軽減税率(8%)の適用(対象は酒類・外食等を除く、飲食料品と一定の新聞)	
2020年	1月	●	所得税改革、年収850万円超の会社員は増税に
		○	多様な働き方に対応、基礎控除額10万円引上げ
	●	給与所得控除、公的年金等控除10万円引下げ	
4月	△	大企業は法人税・消費税の電子申告義務化	
2024年		●	森林環境税、1人当たり年1,000円徴収
2026年	10月	△	ビール系飲料の税率統一

I 個人所得課税
1 給与所得控除
 控除額が一律一〇万円引き下げられます。給与所得控除の上限額が八五〇万円、上限額が九五万円に引き下げられます。

2 公的年金等控除
 控除額が一律一〇万円引き下げられます。公的年金等の収入金額が一千万円を超える場合の控除額については、一九五万五千円の上限が設けられます。

3 基礎控除
 控除額が一律一〇万円引き上げられます。合計所得金額が二、四〇〇万円を超える個人については、その合計所得金額に応じて控除額が通減し、合計所得金額が二、五〇〇万円を超えると基礎控除の適用がなくなります。

4 所得金額調整控除
 その年の給与等の収入金額が八五〇万円を超える居住者で、特別障害者に該当する者または年齢二十三歳未満の扶養親族を有する者もしくは特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する者の総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額(その給与等の収入金額が一千万円を超える場合には一千万円)から八五〇万円を控除した金額の一〇%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

図表1 2018年度からの10年間の特例で事業承継を促す

改正前		→	改正後
受け継いだ株式に係る相続税の負担	株式の3分の2について80%まで猶予	負担を軽く	全株式について全額猶予
猶予の対象	筆頭株主のみ		最大3人まで猶予
税額の算出方法	承継時の価格で計算	承継しやすく	株価が下がれば差額は免除
雇用要件	5年で8割の雇用を維持	人手不足に対応	要件を緩和

- II 資産課税
- 1 事業承継税制の特例の創設 (図表1参照)
 - 2 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し
 - (1) いわゆる「家なき子特例」の要件の厳格化
持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の特

図表2 賃上げや設備投資を促す法人税の仕組みのイメージ

	大企業	中小企業
第1段階	条件	
	・3%以上の高い賃上げ ・国内設備投資の拡大	・1.5%以上の賃上げ
	→賃金増加分の15%分を税額控除。例えば賃金増加分が10億円なら、納税額が1.5億円減る。	
第2段階	条件	
	・第1段階に加え、人材投資額を直近2年間の平均の1.2倍以上に引き上げる	・2.5%以上の賃上げ・人材投資額を前年の1.1倍以上に引き上げる
	→賃金増加分の20%分を税額控除	→賃金増加分の25%分を税額控除
	AI(人工知能)やIoT分野の先端技術に投資	
	→投資額の3%(3%以上の賃上げを伴う場合は5%)を税額控除が30%の特例償却	

- (2) 例の対象者の範囲から、次に掲げる者が除外されます。
 - ① 相続開始前三年以内に、その者の三親等内の親族またはその者と特別の関係のある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者
 - ② 相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者
- 貸付事業用宅地等の範囲から相続開始前三年以内に貸付事業の用に供されていた宅地

- 等(相続開始前三年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者がその貸付事業の用に供しているものを除く)が除外されます。
- III 法人税関係
- 賃上げ・生産性向上のための税制(図表2参照)
- IV 新税
- 1 国際観光旅客税 (図表3参照)
 - 2 森林環境税 (図表3参照)

図表3 平成30年度税制改正で創設される新税

	国際観光旅客税	森林環境税
内容	日本人を含め出国の際に1人1回1,000円徴収	1人当たり年1,000円を個人住民税に上乗せ
対象者	約4,000万人	約6,200万人
想定税収	約400億円	約620億円
導入時期	2019年1月7日	2024年度
主な用途	観光資源の整備や出入国手続きの簡素化など	森林の間伐や木材利用促進など
その他	航空機などの乗員、公用機や公用船による出国、乗り継ぎ旅客、2歳未満などは非課税対象	森林整備を前倒しで行うため、2019年度から2023年度まで借り入れた財源を地方に配分・新税導入後の税収で借り入れ分を返済

- V 納税環境整備
- 申告手続きの電子化促進のための環境整備
- 大企業の法人税・消費税・法人住民税・法人事業税の申告書の提出は、電子申告によることが義務付けられます。

所得税の還付請求の期限

例えば、給与を1か所だけから受けていて、給与の収入金額が2,000万円以下の給与と所得者で、給与以外の所得が20万円以下の場合などでは確定申告を要しませんが、医療費控除の適用を受けるなど確定申告をすることにより源泉徴収等で納めすぎた税金について還付を受けることができる場合があります（これを還付申告といいます）。

この還付申告は、還付のための申告書を提出できる日から5年間の期間内に行うことができます。

還付申告については提出期限が定められておらず、その年の翌年1月1日以後いつでも提出することができます。

そのため、国税通則法第74条第1項（還付金等の消滅時効）の規定の適用にあたって、還付のための申告書を提出できる日（還付請求の起算日）は翌年1月1日となります。

したがって、例えば、平成25年分の所得税の還付請求ができる期間は平成26年1月1日から平成30年12月31日までとなり、この期間を経過した後の還付請求は認められないこととなります。

この12月31日は、還付金の消滅時効が完成する日であり、延長されることはありません。確定申告の期限の3月15日が基準とはならないので注意してください。

なお、一度、還付申告をした人が、還付を受けるべき税金を少なく申告してしまった場合は、更正の請求を行うことにより納めすぎになっている所得税の還付を受けることができます。

この更正の請求ができる期間は、原則として還付申告書を提出した日または所得税の法定申告期限のうちいずれか遅い日から5年以内となります。

医療費控除 自家用車で通院するときのガソリン代や駐車場代

治療等を受けるために通院する際に、電車やバスなどの公共交通機関ではなく、自家用車で通院することもあります。このような場合、ガソリン代や駐車場代などがかかることとなりますが、それらの支出は医療費控除の対象とはなりません。

医療費控除の対象となる通院費は、医師等の診療等を受けるために直接必要なもので、かつ、通常必要なものであることが必要とされています。そして、ここでの通院費は、電車代やバス代のような人的役務の提供の対価として支出されるものをいうこととされており、通院の際のガソリン代や駐車場代はこれにはあたりません。

タクシー代も通常は医療費控除の対象となる通院費にはあたりませんが、病状等からして急を要するなど止むを得ない場合に要したタクシー代については、医療費控除の対象となります。

印紙税

領収書を再発行したとき

金銭又は有価証券の受取書とは、金銭又は有価証券の引渡しを受けた者がその受領事実を証明するために作成し、その引渡者に交付する証拠証書のことをいいます。

そのため、金銭の受領が一回であっても、その受領事実を証明する目的で作成したものであれば、第一七号文書（金銭又は有価証券の受取書）に該当します。

例えば、領収書を交付した得意先が紛失し、再発行の要望を受けて、領収書を再発行したような場合には、その再発行した領収書についても第一七号文書に該当することになります。

なお、このときの納税義務者は、再発行を要請した得意先ではなく、受取書の作成者です。